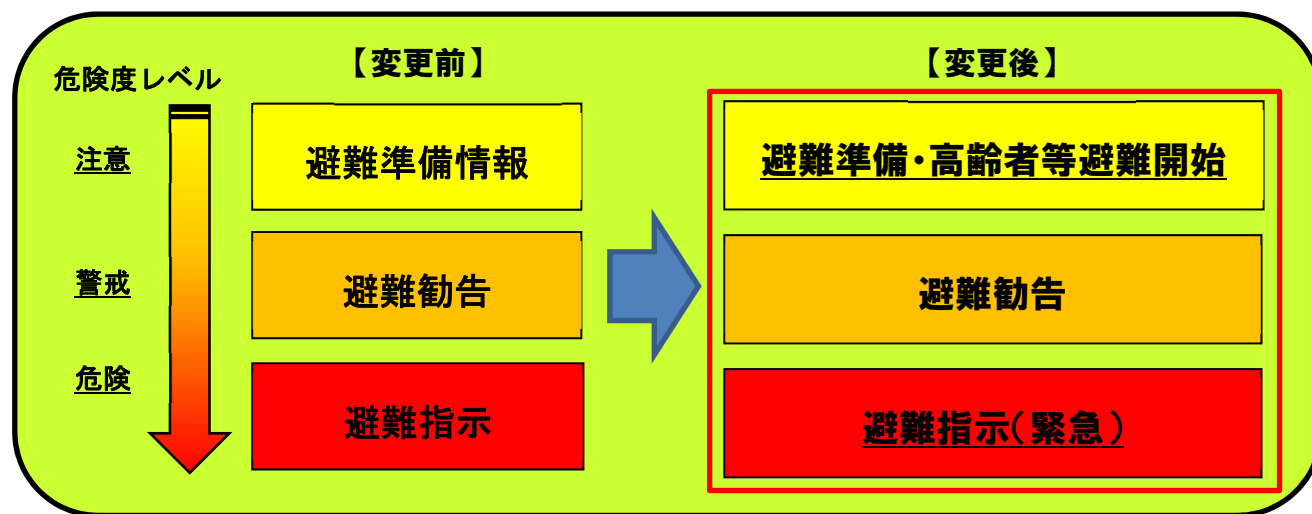


避難情報の名称が変更されました！！

国では、平成 28 年台風第 10 号がもたらした水害を教訓とし、避難情報の意味をより分かりやすく住民に伝達するため、下記のとおり名称を変更しました。



●避難情報の種類と取るべき避難行動



【町からの伝達文（例）】

避難準備・高齢者等避難開始

「こちらは南部町役場です。本日〇時〇分に、町内〇〇に、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。（上記に該当する）方は、避難を開始して下さい。それ以外の方は、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難をしてください。」

避難勧告

「こちらは南部町役場です。本日〇時〇分に、町内〇〇に、避難勧告を発令します。速やかに避難を開始して下さい。外に出ることが危険な場合は、屋内の安全な場所へ避難して下さい。」

避難指示（緊急）

「こちらは南部町役場です。本日〇時〇分に、町内〇〇に、避難指示（緊急）を発令します。緊急に避難して下さい。外に出ることが危険な場合は、屋内の安全な場所へ緊急に避難して下さい。」

※災害の種別や状況により、町からの避難情報等の伝達文の内容は異なります。